

帯広市立小中学校適正規模の確保等に関する基本方針（案）修正箇所対照表

| ページ | 修正後  | 修正前  | 修正区分  |
|-----|--|--|---|
| 表紙  | 帯広市立小中学校適正規模の確保等に関する基本方針（案）<br><br>平成 29 年 2 月   | （仮称）帯広市立小中学校適正規模の確保等に関する基本方針（原案）<br><br>平成 28 年 12 月   | 表現・文言整理等  |
| P1  | <p>第1章 基本方針策定にあたって</p> <p>1 策定の趣旨</p> <p>帯広市教育委員会では、<u>少子化の進行</u>による将来的な児童生徒数の減少が及ぼす諸課題に対応し、充実した教育環境を確保するため、平成 18 年 9 月に「帯広市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」（以下、「旧基本方針」という。）を策定しました。</p> <p>旧基本方針は、「小中学校の適正配置等に関する基本方針」、「帯広市立小中学校適正配置計画」（以下、「旧計画」という。）、～（省略）～。</p> <p>このため、～（省略）～「帯広市立小中学校適正規模の確保等に関する基本方針」（以下、「基本方針」という。）を策定することとしました。</p> | <p>第1章 基本方針策定にあたって</p> <p>1 策定の趣旨</p> <p>帯広市教育委員会では、<u>少子化の進展</u>による将来的な児童生徒数の減少が及ぼす諸課題に対応し、充実した教育環境を確保するため、平成 18 年 9 月に「帯広市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針（以下、「旧基本方針」という。）」を策定しました。</p> <p>旧基本方針は、「小中学校の適正配置等に関する基本方針」、「帯広市立小中学校適正配置計画（以下、「旧計画」という。）」、～（省略）～。</p> <p>このため、～（省略）～「（仮称）帯広市立小中学校適正規模の確保等に関する基本方針（以下、「基本方針」という。）」を策定することとしました。</p> | <p>表現・文言整理等</p> <p>表現・文言整理等</p> <p>表現・文言整理等</p> |

| ページ | 修正後   | 修正前   | 修正区分                 |
|-----|---|---|----------------------|
| P2  | <p><b>2 基本方針の位置付け</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>帯広市立小中学校適正規模の確保等に関する基本方針</p> </div> <p>*1 <u>第六期</u>帯広市総合計画……地方分権がすすむ時代において、地域の意思と責任に基づき、市民協働による自主・自立のまちづくりをすすめる指針。</p> | <p><b>2 基本方針の位置付け</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(仮称)帯広市立小中学校適正規模の確保等に関する基本方針</p> </div> <p>*1 帯広市総合計画……地方分権がすすむ時代において、地域の意思と責任に基づき、市民協働による自主・自立のまちづくりをすすめる指針。</p> | <p>表現・文言整理等</p>      |
| P5  | <p><b>3 通学区域の現状</b></p> <p>また、農村地域の豊かな自然環境を生かした特色ある教育活動を行っている清川小学校と愛国小学校については、特別に<u>市街地からの区域外通学</u>を認める「小規模特認校制度」を実施しています</p>   | <p><b>3 通学区域の現状</b></p> <p>また、農村地域の豊かな自然環境を生かした特色ある教育活動を行っている清川小学校と愛国小学校については、特別に<u>市街地校からの区域外通学</u>を認める「小規模特認校制度」を実施しています</p>  | <p>表現・文言整理等</p>      |
| P6  | <p>一方で、<u>学校の様々な工夫や地域の支援によるデメリットを緩和する取り組みを行っているものの</u>、人間関係が固定化することや集団活動に影響することなど学校規模そのものに起因する課題があります。</p>  | <p>一方で、人間関係が固定化することや集団活動に影響することなど学校規模そのものに起因する課題があります。</p>  | <p>地域説明会の意見により修正</p> |

| ページ | 修正後  | 修正前  | 修正区分                            |
|-----|--|--|---------------------------------|
| P7  | <p><u>※通常学級 1 学級あたりの児童生徒数は、現行の北海道教育委員会の義務教育諸学校学級編制基準規則で定める人数（40 人（小学校第 1 学年は 35 人））及び少人数学級実践研究事業*<sup>2</sup>による人数（小学校第 2 学年は 35 人、中学校第 1 学年は 2 学級以上で 1 学級あたり 35 人）に基づきます。</u></p> <p><u>*<sup>2</sup>少人数学級実践研究事業……北海道教育委員会が実施する少人数学級における効果的な指導方法等をを研究すること目的に行う事業。</u></p> |  | 地域説明会の意見により修正                   |
| P9  | <p>第 5 章 学校規模の適正化の検討を進めるうえで配慮すべき事項</p> <p>2 保護者への配慮</p> <p>保護者は、<u>学校規模の適正化によって生じる様々な環境の変化が、子どもたちに与える影響について関心を寄せています。</u></p> <p>3 地域住民(地域コミュニティ)への配慮</p> <p>一方、地域住民は、<u>学校規模の適正化によって生じる様々な環境の変化が、地域に与える影響について関心を寄せています。</u></p>   | <p>第 5 章 学校規模の適正化の検討を進めるうえで配慮すべき事項</p> <p>2 保護者への配慮</p> <p>保護者は、<u>学校規模の適正化が子どもたちに与える様々な環境の変化に関心を寄せています。</u></p> <p>3 地域住民(地域コミュニティ)への配慮</p> <p>一方、地域住民は、<u>学校規模の適正化が地域に与える様々な環境の変化に関心を寄せています。</u></p> | <p>表現・文言整理等</p> <p>表現・文言整理等</p> |

| ページ | 修正後  | 修正前  | 修正区分            |
|-----|--|--|-----------------|
| P10 | <p>6 エリア・ファミリー(幼保小中の連携)の充実</p> <p>学校規模の適正化を進める際は、小中学校 9 年間の学びや<u>発達の連続性に配慮しながら</u>、～(省略)～。</p> | <p>6 エリア・ファミリー(幼保小中の連携)の充実</p> <p>学校規模の適正化を進める際は、小中学校 9 年間の学びや<u>発達の連続性に考慮しながら</u>、～(省略)～。</p> | <p>表現・文言整理等</p> |